

平成 22 年度 千葉県国土利用計画地方審議会 議事概要

1 日 時 平成 23 年 1 月 24 日 (月) 午前 10 時 15 分から

2 場 所 きぼーる 13 階 第 1・2 会議室

3 出席委員 (18 名)

高橋 (洋) 会長、伊藤副会長、赤田委員、飯田委員、池邊委員、大江委員、岡委員、岡田委員、岡村委員、小泉委員、佐藤委員、高橋 (節) 委員、出口委員、轟委員、西田委員、服部委員、林委員、山田委員

4 議事

1) 開 会

新委員の紹介、互選による会長・副会長の選出

2) 議 事

①千葉県土地利用基本計画の変更について (諮問)

計画図の変更について審議し、了承の答申をした。

②県土利用のモニタリングに関する調査結果の報告について

第 4 次千葉県国土利用計画に基づく「県土利用のモニタリング」の調査結果について審議した。

3) 閉会

4) 主な発言内容 (順不同)

①千葉県土地利用基本計画の変更について (諮問)

(委員)

○既に成熟した商業地域になっているのに、今、農業地域から除外する審議をすることは時系列的に理解ができないのだが。

(事務局)

○当該地域には農業地域と都市地域が重複して指定してあったが、都市計画用途地域の指定による都市的な利用の方針が定まったことから、今後農業の振興を図る必要がなくなったため、農業地域を除外することとなった。

(委員)

○県土利用の計画において、5地域がそれぞれ占めるべき面積目標や、あるべき姿の整理がされているのか。

(事務局)

○県土利用のあるべき姿や面積目標については、土地利用基本計画の上位に位置する国土利用計画の中で定めている。

(委員)

○森林の開発については、農地の審査を行う農業委員会のような機関は設置されているのか。

(事務局)

○林地開発の案件については、森林審議会の答申を得て、森林法の基準に照らして許可を行っている。

(委員)

○国土利用計画の森林面積の規模の目標を設定するにあたっては、現時点で許可・施工中の案件の面積は考慮されているのか。

(事務局)

○森林面積の規模の目標は、過去の森林面積の変動トレンドを整理したうえで、政策効果、計画時点における施工中案件面積と調整し設定している。

(委員)

○変更理由の説明が「～が必要ないため」となっており、元々必要のないものを指定している様にみられる危惧がある。変更する理由をキチンと整理して記載すべきではないか。

(委員)

○計画の変更に関する景観・自然環境への影響を判断する資料として、当該箇所だけでなく、周辺の土地利用状況も確認できる資料(写真)を用意してほしい。

(委員)

○人間が生態系サービスを受けるためには、ある程度の野生動物が必要であり、その生息を確保するために、開発の段階から自然保護・野生動物・環境サービスの享受に対する配慮をさらに工夫する必要がある。

(委員)

○計画の変更区域は市街化調整区域になっているが、開発は可能なのか。森林地域・農業地域との関連はどうなっているのか。

(事務局)

- 市街化調整区域は原則として市街化を抑制する区域となっているが、建築物の建設を主な目的としないものや、特定工作物については開発が可能となる。当該箇所が農業地域、森林地域である場合は、それぞれの法律の許可等を別途受ける必要がある。

## ②県土利用のモニタリングに関する調査結果の報告について

(会長)

- 「県土利用のモニタリング」を実施したことにより、土地利用に関する「検診」が一応できたと思う。その対処について施策を検討する必要がある。

(委員)

- 農用地面積の目標は、現在議論されている農業の自由化などの政治の変化を勘案して策定されるものなのか。

(事務局)

- 規模の目標については、当該土地利用区分面積の基準年次までのトレンドや政策効果を勘案して策定しており、その体系の外からのショックは考慮していない。今後、外的要因による急激な状況の変化があった場合は、取り扱いについて検討したい。

(委員)

- 農用地面積は、目標面積を既に下回ってしまっている。これまでどのような対策をとってきたのか、又はしばらく静観する考えなのか。

(事務局)

- 農用地面積は、農家数の減少・高齢化に歯止めが掛らないことが要因と考えている。さらに、野生鳥獣被害、耕作放棄地が増加する中で、地域を支える力強い農林水産業の展開を図っていく目標を掲げている。本年度、園芸・農産・畜産など7つの部門別に計画策定し、具体的な振興策の構築を図っている。

(委員)

- 農業の場合は、面積などの量的な評価だけではなく、質的な変化を捉えていかないと本質を見逃してしまうこともある。例えば、農業の集約化が進めば農用地を少なくして所得を上げることができるし、その場合は耕作放棄地が増えることも考えられる。

(委員)

- 山砂採取跡地の森林回復とは、どの時点で緑化が完了したと判断しているのか。

(事務局)

○林地開発の完了時点、これについて確認した緑化の状況となっている。

(委員)

○山砂採取跡地は、保水能力等の環境が変わってしまうこともあるので、緑化完了後の植栽の状況についても確認してほしい。

(委員)

○各指標について、先行指標・結果指標の整理をし、指標ごとの関連性のチェック機能を追加すれば、「診断」に対する「処方箋」ができるのではないか。

(会長)

○「県土利用のモニタリング」の結果が、これまで独立して問題点の解決・政策立案を行ってきた5つの制度（農地、森林、宅地、自然環境、自然公園）が横並びで土地利用の問題を議論するベースになれば良いと思う。また、都市・農地・森林の議論を一緒にできる雰囲気は県の中にできれば良いと期待している。

以上。